「喫煙可能室設置施設　届出書」用チェックシート

◎ 届出書記入の前に、既存特定飲食提供施設の要件のチェックをお願いいたします。

①営業開始日は、令和２年４月１日以前ですか？どちらかに○をつけてください。

は　い	いいえ

②個人経営、または資本金 5,000 万円以下ですか？
どちらかに○をつけてください。企業の場合は、資本金額も記入してください。

個人経営	中小企業　資本金：　　万円

③客席部分（※）の面積は何平方メートルですか？以下に記入してください。
１００㎡以下であることが要件です。

㎡

※ 客席部分の考え方
客に飲食をさせるために利用するテーブルやカウンター、椅子がある場所を指し、厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員のロッカー室等の専用室を除いた部分です。

[イメージ図]

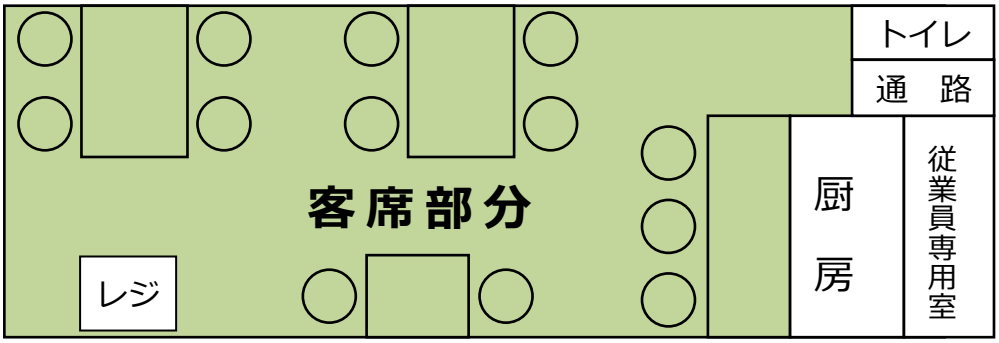

注：色塗りがされている部分で測ります

- **①～③までの全ての要件**を満たした場合、店内全てもしくは一部を「喫煙可能室」（飲食可）とすることが可能です。
  →**届出書の提出が必要**です。

- １つでも要件に当てはまらない場合は、店内全面禁煙、喫煙専用室（飲食不可）の設置、加熱式たばこ専用喫煙室（飲食可）の設置、喫煙目的室（たばこ事業法の販売許可が必要、飲食可（主食を除く））の設置などのご対応をお願いいたします。
  →届出は不要です。